

8月25日
から

始まります

住民基本台帳ネットワークシステム 第2次サービス

住民基本台帳カードの交付を開始

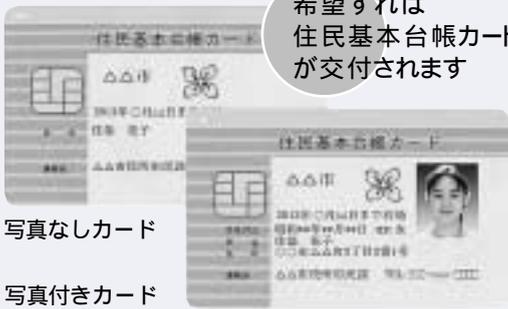
広報つやま7月号であらましをお知らせした「住民基本台帳カード（ICカード）」を希望する人に交付します。交付手数料は1件につき500円です。カードは「写真付き」と「写真なし」の2種類があります。

写真付きカード（公的身分証明書として使用できます）を希望する人は、申請のときに写真を1枚持参してください。

カードには暗証番号（4桁の数字）が登録されます

暗証番号は原則として自分で入力していただきます。

イメージ図



希望すれば
住民基本台帳カード
が交付されます

写真なしカード

写真付きカード

高度のセキュリティ機能を備えたICカードを採用します

写真の規格（パスポート用の写真と同じ）縦4.5cm×横3.5cm。6か月以内に撮影したもの。カラー、白黒どちらでも可。裏面に氏名を記入

代理人が申請する場合

申請の委任状と代理人の身分証明書が必要です。通知書兼照会書を本人あてに郵送します。回答書と印鑑を本人が持参してください。カードの受け取りは原則として本人に限ります。代理人が受け取る場合は代理人の身分証明書と受領の委任状、診断書など本人の来庁が困難なことを証明するものが必要です。

15歳未満および成年被後見人のとき 法定代理人に申請手続きをしていただきます。法定代理人の資格を証明する書類と法定代理人の身分証明書が必要です

本人が申請する場合

身分証明書を持参のとき 即日発行できます

身分証明書を持参していないとき 通知書兼照会書を住所地へ郵送します。回答書と印鑑を持参してください

（身分証明書・運転免許証、パスポートなど官公署が発行した顔写真があるもの）

住民基本台帳カードの交付申請の方法（印鑑が必要です。認め印で可）

転入転出手続きの簡素化を開始

住民基本台帳カードの交付を受けている場合は、転出届を郵送で行うことにより、引越しの手続きで市区町村の窓口に行くのは、転入時1回だけで済みます。

注意 現在、市が発行・運用している「市民カード（印鑑登録証で暗証番号を登録すれば自動交付機で住民票の写しと印鑑登録証明書が取れるもの）」とはまったく別のもので、住民基本台帳カードは、今後、公的個人認証サービスなどにも利用できる予定です。

住民票の写しの広域交付を開始

全国どこの市区町村でも住民票の写し（戸籍の表示を省略したもの）を取ることができ、ます。ただし、他の世帯のものは取れません（手数料は市区町村によって異なります。津山市の場合は1件300円）

交付申請に必要なもの

住民基本台帳カードまたは運転免許証などの身分証明書が必要です。

住民基本台帳ネットワークシステムの全国共通の運用時間は午前9時から午後5時です。そのため、申請の時間帯によっては即日交付できない場合があります。また、金曜日の夜間延長窓口（午後5時から午後7時）では、住民基本台帳ネットワークシステムの事務の取り扱いは行いません

お問い合わせは、市民課（市役所1階3番窓口）☎32・2052へどうぞ。